

管理職員特別勤務手当に関する規則

平成 11 年 7 月 1 日

規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の給与に関する条例（平成 11 年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第 5 号）においてその例によることとされている職員の給与に関する条例（昭和 27 年埼玉県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 16 条の 2 第 3 項の規定に基づき、管理職員特別勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給額等)

第 2 条 条例第 16 条の 2 第 3 項第 1 号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 事務局長 10,000 円
- (2) マネージャー 8,000 円

2 条例第 16 条の 2 第 3 項第 2 号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 事務局長 5,000 円
- (2) マネージャー 4,000 円

第 3 条 条例第 16 条の 2 第 3 項の委員会規則で定める勤務は、同条第 1 項の勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。

2 次に掲げる場合には、条例第 16 条の 2 第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第 2 項の勤務は、同条第 1 項の勤務とみなす。

- (1) 条例第 16 条の 2 第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした場合
- (2) 条例第 16 条の 2 第 2 項の勤務をした後、引き続いて同条第 1 項の勤務をした場合

附 則

この規則は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 4 月 1 日規則第 3 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 4 月 1 日規則第 3 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月15日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日規則第7号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。